

アイコンカルテサービス利用約款

第1条（目的）

本アイコンカルテサービス利用約款（以下、「本約款」といいます。）は、株式会社ネットリソースマネジメント（以下、「ネットリソースマネジメント」といいます。）、株式会社フォーバル（以下、「当社」といいます。）および株式会社フォーバルテレコム（以下、「フォーバルテレコム」といいます。）のシステムを利用し、当社が提供する「アイコンカルテサービス」（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関して規定するものです。

2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、本約款の内容が重要なものであることを理解したうえで内容を確認し、本サービスにお申し込みをした時点で本約款の内容に同意したものとみなします。

第2条（用語の定義）

本約款で使用する用語の定義は次のとおりです。

(1) 「本プログラム」とは、本P Cにおいて本サービスを利用するために必要なプログラムをいいます。また、本サービスにおける利用者と当社の契約内容により、本プログラムは利用者ごとに違う場合があります。

(2) 「本サーバ」とは、当社が本サービスを提供するために使用しているサーバコンピュータをいいます。

(3) 「本事業所」とは、本サービスの対象となる機器が設置されている事業所をいいます。「本事業所」は、利用契約申込時に申込書において特定されます。

(4) 「本P C」とは、「本事業所」内に設置されたコンピュータであって、本サービスの対象となるものをいいます。本P Cが備えるべき諸条件（使用O S 及びバージョンについては、ネットリソースマネジメント社のウェブサイト（<https://www.nrminc.co.jp/>）の中の所定のウェブページに掲載いたします。

(5) 「本サービスの対象機器」とは、本事業所内に設置もしくは、利用者が利用する機器であって、本サービスの対象となる以下のものをいいます。なお、「本サービスの対象機器」が備えるべき諸条件は、ネットリソースマネジメント社のウェブサイト（<https://www.nrminc.co.jp/>）の中の所定のウェブページに掲載いたします。

① 専用V P Nルータであって、当社が定める諸条件を満たし本事業所内に設置されたもの。

② パーソナルコンピュータであって、当社が定める諸条件を満たし本事業所内に設置されたもの。

③ サーバであって、当社が定める諸条件を満たし本事業所内に設置されたもの。

④ 多機能ファイルサーバであって、当社が定める諸条件を満たし本事業所内に設置されたもの。

⑤ I P 電話機であって、当社が定める諸条件を満たし本事業所内に設置されたもの。

⑥ I P - P B X であって、当社が定める諸条件を満たし本事業所内に設置されたもの。

⑦ U T M であって、当社が定める諸条件を満たし本事業所内に設置されたもの。

⑧ スマートホンであって、当社が定める諸条件を満たし利用者が利用するもの。

(6) 「本サービスの対象ソフトウェア」とは、本サービスの対象機器にて利用されるソフトウェアであって、本サービスの対象となる以下のものをいいます。なお、「本サービスの対象ソフトウェア」が備えるべき諸条件は、ネットリソースマネジメント社のウェブサイトの中の所定のウェブページに掲載いたします。

① M D M であって、当社が定める諸条件を満たし本サービスの対象機器にて利用されるソフトウェア。

② ログ取得・管理ソフトウェアであって、当社が定める諸条件を満たし本サービスの対象機器にて利用されるソフトウェア。

第3条（本約款の公開と変更）

本サービスに関する、現在有効な本約款の内容は、当社ウェブサイト中の所定のウェブページ

（<https://www.miyoshi-net.co.jp/>）（以下、「本ウェブサイト」といいます）にて公開いたします。

2. 当社は、必要に応じて、本ウェブサイト中の所定のウェブページおよびアプリケーション等に掲示するなどして本約款に関する更新情報を利用者に通知します。

3. 当社は、利用者に事前に通知することなく、本約款を変更することができるものとします。

4. 本約款が変更された場合には、遅滞なく、第1項の方法で公開します。

5. 当社が変更後の本約款を閲覧可能とした後に利用者が本サービスを利用した場合は、利用者は変更後の本約款に同意したものとみなします。

第4条（本サービスの範囲）

当社は、利用者の監視希望数（おおよそ10台を目安とします）の本サービスの対象機器に、本プログラムの利用IDをインストールすることができます。インストールの対象とする前述の機器の選択は、利用者の指示もしくは、利用者と当社の協議同意のうえ決定するものとします。

2. 本サービスは、本プログラムをインストールした利用者の本サービスの対象機器を監視し、以下の状況の報告や対処方法のアドバイスを利用者に行うものです。

① パソコンセキュリティ、サーバ管理

「サービス内容」

- ・セキュリティソフトの更新状況管理
- ・セキュリティパッチの更新状況管理
- ・ファイヤーウォールの設定解除管理

② パソコン、サーバアラート監視

「サービス内容」

- ・PC、サーバ異常診断

③ オフィス設備管理

「サービス内容」

- ・LAN内に接続されたPC、サーバ、IP-PBX、ルータ等のオフィス設備資産を管理
- ・パソコン（Windows PC）、サーバ（Windows サーバ）にインストールされたソフトウェア資産管理

④ 定期診断レポート

「サービス内容」

- ・定期的に収集したデータを集計し診断レポートを提供

⑤ UTMログ管理

「サービス内容」

- ・定期的に収集したログを集計し、レポートを提供

⑥ MFP消耗品管理

「サービス内容」

- ・印刷用紙、トナー残量などの消耗品情報を定期的に収集し、レポートを提供

3. 別途利用者が、当社にお申し込みになることにより、次の機器情報解析サービスを本サービスに追加することができ

ます。

① 高性能ファイルサーバ機器管理

「サービス内容」

・システム情報、ファイル情報、アカウント情報、操作合計、未アクセスファイル合計、未活用アカウント集計ログ、利用状況集計、ユーザ別利用状況集計

② I P電話機器、I P－P B X機器管理

「サービス内容」

・製品名、製品画像、I Pアドレス、装置バージョン、端末台数、ビジネスホン利用状況、通話時間集計（発信）、着信状況集計、留守番電話件数／転送件数、全通話録音目安時間、曜日別着信状況、発信TOP 5、応答TOP 5、平均通話時間TOP 5、発信時相手先種別TOP 5、着信時相手先種別TOP 5、着信回線（ダイヤルイン）TOP 5、電話帳外発信TOP 5、着信時相手先地域種別（固定）TOP 5

③ U T M機器管理

「サービス内容」

・アンチウィルスログ、アンチスパムログ、I P Sログ、U R L遮断ログ

4. 別途利用者が、当社にお申し込みになることにより、次のソフトウェアサービスを本サービスに追加することができます。

① スマートホン機器管理

「サービス内容」

・電話番号、デバイス情報の収集日時、デバイス名、モデル名および番号、i O Sおよびビルドバージョン、パスコードの設定の有無、デバイス登録日時、デバイスの監視、S I Mキャリアのネットワーク、現在のキャリアのネットワーク、U D I D（デバイス識別番号）、容量、使用可能な空き領域、キャリア設定のバージョン、シリアル番号、W i F iのM A Cアドレス、B l u e t o o t hのM A Cアドレス、I M E I（携帯端末識別番号）、I C C I D（S I Mカード番号）、モデムのファームウェア、バッテリー残量、ハードウェア暗号化機能、E A Sデバイス識別子、ローミング中、データローミング中、音声通話ローミング、i T u n e s S t o r eアカウント、位置情報サービス、アクティベーションロック、おやすみモード、インターネット共有（テザリング）、i C l o u dバックアップ最終日時、i C l o u dバックアップ設定有無

② プロファイル情報管理

「サービス内容」

・プロファイル名、識別子、組織、削除可否、削除用パスワード、MDMから導入、暗号化

③ 証明書情報管理

「サービス内容」

・コモンネーム、発行者名、有効開始日、有効期限、秘密鍵

④ 位置情報管理

「サービス内容」

・位置情報

⑤ デバイス利用者情報管理

「サービス内容」

・デバイス利用者情報

⑥ グループ管理

「サービス内容」

- ・デバイスをグループごとに管理

⑦ デバイス登録制御

「サービス内容」

- ・登録を許可するデバイスを指定可能

⑧ セキュリティポリシー違反ログおよびメール送信

「サービス内容」

- ・セキュリティポリシーに違反したデバイス情報を蓄積、出力
- ・セキュリティポリシーに違反したデバイス利用者に通知文を配信

⑨ デバイス遠隔設定

「サービス内容」

- ・ポリシーの作成機能
- ・ポリシーの登録機能
- ・ポリシーの適用機能

⑩ WEBクリップの個別CSV設定

「サービス内容」

- ・CSVファイルを組み合わせることによりユーザごとにURL配信する機能

⑪ デフォルトプロファイル配信機能

「サービス内容」

- ・自動配信したい構成プロファイルを事前に設定し、自動配信する機能

⑫ アプリ違反トリガーによるプロファイル削除管理

「サービス内容」

- ・アプリ違反を検知後、設定したプロファイルを削除する機能

⑬ MDMプロファイル削除検知機能

「サービス内容」

- ・MDM管理対象から外れたデバイスを検知する機能

⑭ プロビジョニングプロファイル配信管理

「サービス内容」

- ・プロビジョニングプロファイルの配信機能

⑮ 遠隔ロック・消去、パスワード一時解除機能

「サービス内容」

- ・遠隔によるロック・消去、パスワード一時解除をする機能

⑯ PCログ解析管理

「サービス内容」

- ・PCの操作ログ情報を随時収集する機能

5. 別途利用者が、当社にお申し込みになることにより、次のコンサルティングサービスを本サービスに追加することができます。

① e-Learning サービス

「サービス内容」

- ・ 基本情報ログ、ログイン者情報、情報全体ログ、情報ログ、契約オプション情報

② ヒアリングサービス

「サービス内容」

- ・ 4つの安全管理措置（物理的、技術的、組織的、人的）

6. 本サービスでは、警告の発生に至る異常原因の排除およびこれに伴う本サービスの対象機器の故障について、当社が解決の責任を負うものではありません。

7. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。

第5条（サービス利用環境の構築）

利用者は、本サービスの利用に必要なインターネット接続環境とLAN環境を本事務所内に設置し、管理するものとします。

2. 利用者は、本サービスの利用に必要な台数の本サービスの対象機器を、利用者の費用にて調達するものとします。

3. 利用者は、本サービスの利用に必要な本サービスの対象ソフトウェアを、利用者の費用にて調達するものとします。

4. 当社は、利用者に事前に告知することなく、本サービスの仕様の変更ができるものとします。

第6条（ID等の発行等）

当社は、前条の設置作業等が終了した後、利用者に対し、本サービスの提供を受けるために必要なIDを発行します。

2. 利用者は、上記IDを第三者に使用させてはなりません。利用者が法人等の事業者である場合、代表者または社内のコンピュータシステムの管理等を担当する従業員のみが上記IDを使用するものとします。なお、上記IDを使用する担当者が変更となった場合、利用者は速やかにその旨を当社に通知してパスワードの変更を求めるものとします。

3. 利用者は、上記ID及びこれに付されたパスワードを厳重に管理し、外部に漏洩・流出させ、または本サービスの目的外に利用されることを防止する措置を厳に講じなければなりません。

4. 当社は、当社または利用者の責めに帰すべき事情の有無にかかわらず、本サービスで利用される各IDが外部に流出し、当社がパスワードの変更によっても不正利用を防止することができないと判断する場合、もしくは当社または利用者の利益を害すると判断する場合には、当社は当該IDを失効させることができます。

5. 利用者は、本条第2項及び第3項に関連して第三者から当社に対して請求がなされた場合には、これにより当社が被った一切の損害（信用毀損を含む）及び費用（弁護士費用等の防御費用と損害拡大を防止し当社に対する社会的信頼を維持するための措置に要した費用を含む）を当社に対して負担するものとします。

第7条（解析）

当社は、本サービスの対象機器の使用状況を分析するため、本事務所内に設置された本サービスの対象機器を介して、本サービスの対象機器および本サービスの対象ソフトウェアにアクセスし、所定の情報を取得します（取得する情報は、ネットリソースマネジメントのウェブサイト中の所定のウェブページに掲載いたします。）。ただし、その場合であっても、以下の情報は取得いたしません。

- (1) 本プログラム以外のプログラムによって作成された文書ファイル内に格納された個人情報を除くデータ
- (2) ウェブブラウザによって記録されたクッキー、ID及びパスワード
- (3) 電子メールの内容及び送信先に関する情報
- (4) SNSなどの投稿内容に関する情報

2. 本条第1項において取得する情報のうち、利用者が随時閲覧できるものについては、当社指定のウェブサイト中の所

定のウェブページ (<https://icon.officekarte.jp/>) にアクセスし、所定のフォームの所定の欄に利用者の I D とパスワードを入力することにより表示されるウェブページからアクセスすることができます。

第 8 条 (データ等についての権利)

本サービスにおいて作成されたデータ、通知、掲示等に係る著作権は、ネットリソースマネジメントに帰属するものとします。

2. ネットリソースマネジメントは、本サービスにおいて作成されたデータ、通知、掲示等を利用者の個人情報が除いた上で、加工、変更、解析し、またそのデータ若しくは解析結果を第三者に提供する場合があります。

3. 利用者は、当社の承諾なく当該プログラムを複製しないものとします。また、利用者は当社の許諾なく、当該プログラム（全部または一部）およびその複製物を、第三者に販売、譲渡、転売、貸与、ならびに、利用者が利用する本サービスの利用 I D 番号の開示を行わないものとします。

第 9 条 (保証・責任の制限)

当社は、本サービスにおいて作成されたデータ等の正確性・完全性について、何らこれを保証しません。

2. 当社は、本サービスの利用もしくは本プログラムの瑕疵により生じた利用者の損害について、直接損害であると間接損害であるとを問わず、一切の責任を負いません。

3. 当社は、本サービスの対象機器および本サービスの対象ソフトウェアの瑕疵または故障により本サービスが十全に行えなかったことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

第 10 条 (本サービスの提供停止・提供廃止)

当社は、次の各号に該当する場合、利用契約が継続中であっても、本サービスの提供を停止する場合があります。

- (1) 本サーバのシステム障害、停電等、技術上の理由でサービス提供が不可能ないし困難となった場合
- (2) 天災や交通機関の麻痺等の不可抗力により、本サービスを提供するのに必要な人員を当社が確保することが一時的に困難となった場合
- (3) 本サーバのメンテナンス等により本サービスの提供を一時的に停止する場合
- (4) 本サーバに不正に侵入を試みるなど、利用者が違法ないし不正な行為を行いまたは行おうとしていると当社が判断した場合
- (5) 本サーバに第三者が不正侵入または不正操作を行った場合
- (6) 本サーバに第三者が不正侵入等した可能性が発覚し、その調査のために上記システムの運用自体を停止する必要がある場合
- (7) 利用者が利用料の支払いを滞納している場合
- (8) 利用者または利用者を名乗る者から、I D 及びパスワードを第三者に知られたまたはそのおそれがある旨の通知を受けた場合
- (9) その他、当社が利用者に対する本サービスの提供が不適切だと判断した場合

2. 前項の規定に基づき本サービスの提供を停止する場合、当社は所定の方法で利用者に通知します。ただし、突然のシステム障害等事前通知が不可能な場合、または特定の利用者に対するサービス提供を停止する場合には、この限りではありません。

3. 当社は、本サービスの提供維持に努めますが、利用者に対し 10 日前までに告知することにより、本サービスの提供そのもの、本サービス上の各機能、あるいは特定の種別及び品目のシステムの一部ないし全部の利用提供を終了することがあります。

第 11 条 (権利義務の移転)

利用者は、利用契約に基づく権利義務を、第三者に譲渡し、または引き受けさせることはできません。

2. 利用者が死亡した場合、その相続人の 1 人が単独で本事務所における事業を継承する場合に限り、利用者の地位を承継することができます。この場合、利用者の死亡後 1 ヶ月以内に他の法定相続人の承諾書を当社にご提出ください。

3. 利用者が法人である場合、合併または分割する場合において、本事務所における事業の実態に大きな変動が生じない場合、合併または分割後の法人が利用者の地位を継続できる場合があります。この場合、合併または分割後の法人における事業活動の実態等についての資料を提出して承継申請を行ってください。個人事業主である利用者が法人化する場合も同様とします。

第 12 条（秘密保持）

当社は、利用契約を締結し、または、利用契約に基づく義務を履行するにあたって得た利用者の秘密を第三者にみだりに漏洩せず、また、利用契約に基づく権利を行使し義務を履行するのに必要な限度を超えて利用することはありません。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、法律上の義務がある場合、裁判所または検察、警察、税務署等から法令に基づき求められた場合、利用者の秘密情報を開示することができます。

第 13 条（個人情報）

当社は、利用契約を締結し、または、利用契約に基づく義務を履行するにあたって得た利用者または利用者の役員、従業員、顧客等の個人情報を第三者にみだりに漏洩せず、また、利用契約に基づく権利を行使し義務を履行するのに必要な限度を超えて利用することはありません。

第 14 条（利用者からの解約）

利用者は、何時においても、当社が用意するひな型に所定の事項を記入して作成した解約申込書を当社に提出することにより、利用契約の解約を申し入れることができます。

2. 利用契約は、解約申入れがなされた日の属する月の翌月末日を以て終了します。

第 15 条（当社からの解約）

当社は、利用者が以下の事由のいずれかに該当する場合は、なんらの通知催告等を要さず、ただちに利用契約を解約することができます。

- (1) 本プログラムについての利用許諾契約が終了した場合
- (2) 破産、民事再生、会社更生、清算または特別清算の申立てを受けまたは自ら申し立てた場合
- (3) その財産につき差押えまたは仮差押えを受け、または滞納処分を受けた場合
- (4) その発行する手形について不渡り処分を受け、または銀行取引停止処分を受けた場合
- (5) 本サーバに不正に侵入しまたは侵入を試みたことが発覚した場合
- (6) 利用者と連絡がつかなくなった場合（利用者が法人である場合、その代表者と連絡がつかなくなった場合）

2. 当社は、利用者が本約款の一つに違反した場合、1 週間以上の催告期間をもって違反状態の解消を催告します。

利用者が上記催告期間内に違反状態を解消しなかった場合、当社は利用契約を解約することができます。この場合、当社が解約通知を利用者に向けて発送したときに、利用契約は終了するものとします。

3. 当社は、当社が本サービス自体を終了する場合は、1 ヶ月以上の予告期間を設けた上で、利用契約を解約することができます。この場合、予告期間が経過したときに、利用契約は終了するものとします。

第 16 条（損害賠償）

利用者は、利用規約の規定に違反したことにより当社が損害を被ったときは、この損害について当社に賠償する義務を負います。

2. 利用者は、本サービスの利用において第三者に対し損害を与え、当該第三者と当社との間で法的な紛争に至ったとき

は、利用者の費用負担においてその紛争を解決するものとします。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

利用者は、自己ならびに自己の役員および従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業もしくは団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（これらを総称して、以下「反社会的勢力」といいます。）ではないことを保証するものとします。

2. 当社は、利用者また利用者の役員もしくは従業員が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知催告等を要せず、ただちに利用契約を解約することができます。

- (1) 反社会的勢力であることまたは過去に反社会的勢力であったことが判明した場合
- (2) 反社会的勢力を利用した場合
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力もしくは関与した場合
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していた場合
- (5) 自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為、もしくは名誉や信用を毀損するなどの行為をした場合

第 18 条（適用法令・管轄裁判所）

本サービスに関して当社と利用者との間に生じた法律問題については、日本国の法律を適用するものとします。

2. 本サービスに関して当社と利用者との間に生じた法律問題については、訴訟物の価格に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。ただし、東京都内にある裁判外紛争処理手続（ただし、法務大臣による認証を得たものに限りません。）を利用することを妨げません。

以上